

## 北海道整形災害外科学会雑誌編集委員会細則

### 1. 編集委員会

- 1) 委員には道内3大学4講座(分野)の主任教授4名を充てる。
- 2) 北海道整形災害外科学会雑誌の内容が充実するように企画・編集を行う。
- 3) 投稿規定に問題が生じた場合、その解決を図る。
- 4) 主査読者からの報告に基づき、論文掲載の可否を最終決定する。
- 5) 関連研究会が抄録の掲載を希望するとき、その是非を審査し決定する。結果は北海道整形災害外科学会評議員会へ報告し承認を得る。

### 2. 編集委員長

- 1) 編集委員の中より交代で決定されることとし、任期は2年とする。
- 2) 編集委員会を招集し、議長を務める。
- 3) 1論文について1名の主査読者、1名の副査読者を北海道整形災害外科学会(以下、北整会とする)評議員より指名する。
- 4) 特殊な領域の論文の査読の場合、副査読者を北整会評議員以外(北整会非会員も含む)から選んで依頼することができる。
- 5) 副査読者の査読結果を主査読者へ伝達する。
- 6) 主査読者および副査読者からの査読結果を著者に伝え、速やかな対応を促す。
- 7) 北整会発表抄録および編集委員会の審査で掲載が許された関連研究会の抄録の掲載に関する編集を指導する。
- 8) 1年間の活動内容を北整会評議員会に報告する。

### 3. 主査読者の任務

- 1) 自らの査読結果と副査読者の査読結果をまとめて編集委員長へ報告する。
- 2) 訂正され再提出された論文に対して必要により副査読者と検討を行い、採否に関する最終意見を編集委員長へ報告する。

### 附記

- 1) 本細則の変更は理事会において行い、評議員会の承認を受ける。
- 2) 本細則は平成18年6月17日から施行する。